

中古自家用車両売払仕様書

本仕様書は、南砺市（以下、「本市」という）が売払う次の物品について適用する。本売払契約に関して、公告事項及び本仕様書の内容を熟知し、その他関係法令を遵守すること。

1 売払物品

物品名：消防団車両（高瀬西分団ポンプ車）

車名：三菱キャンター

登録番号：富山 88 め 6020

車台番号：FG538C-420111

型式：KC-FG538C

原動機の型式：4D34

初度登録年月：平成 8 年 10 月

車検満了日：令和 8 年 10 月 31 日

走行距離：20,834km

2 引渡場所

砺波地域消防組合 南砺消防署東分署（南砺市高瀬 795-1）

3 引取り期限

令和 8 年 10 月 31 日（土）

4 リサイクル料金

自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金については、預託済みです。リサイクル料金については、本契約金に含むものとする。

5 自動車取得税等

本契約に伴い発生する諸税（自動車取得税等）については、買受者の責任と負担において適切に処理すること。

6 引渡事項

- (1) 車両は、現状有姿での引渡しであり、車両の外観および内観については下見で確認すること。下見に参加しなくても入札参加は可能であるが、その場合は、車両の状態について承諾したものとみなす。入札後の不服の申立ては一切認めない。
- (2) 売却車両について、引渡し後に隠れた瑕疵等を発見しても一切の責任を負わない。
- (3) 一度引き渡した車両は、いかなる理由があっても返品はできない。
- (4) 車両には、経年や使用による汚れ、傷、へこみ、色あせ、錆等がある。吸管に損傷がある。

- (5) 引渡し後の車両の運搬は、買受者が手配するものとし、運搬費、再登録申請費用等必要とされる費用は、買受者の負担とする。
- (6) 引渡し後の車両の保管は、買受者の責任において行い、路上等に放置しないこと。また、本市が求めた場合、保管場所の所在地、所有者、管理者等を明らかにする書面を提出すること。
- (7) 買受人は、車両引渡し後速やかに、赤色回転灯、サイレン装置、消防関係標識等の特殊装備を撤去すること。また、車体に表示されている「市章」及び「南砺市」の文字を完全に削り取り（消去）すること。撤去および消去作業完了後、写真を添えて完了報告書を市へ提出すること。
- (8) 買受人は、代金納付完了後、市より譲渡書類の交付を受け、令和8年10月30日(金)（車検満了日前）までに陸運局にて移転登録手続きを完了させること。
- (9) 手続き完了後、直ちに新自動車検証の写しを市へ提出すること。
- (10) 諸経費（登録手数料、税金、自賠責保険等）は全て買受人の負担とする。

7 その他

- (1) 落札後、速やかに別添様式の誓約書に必要事項を記入し提出すること。
- (2) 本仕様書について疑義がある時は、必ず入札前にこれを正し、落札決定後の異議申し立ては一切認めない。また、契約後においては、事情のいかん契約金額その他の内容変更は一切認めない。
- (3) 本売払契約締結後の物件について、本市は一切の責任を負わない。

別添様式

令和 年 月 日

(宛先) 南砺市長

住所

氏名

印

誓 約 書

この度、貴市と契約いたしました、中古自家用車両売払「消防団車両（高瀬西分団ポンプ車・三菱キャンター）」については、搬送途上は勿論、万一破損等により使用不能あるいは不要となった場合にも、関係法令に違反することはいたしません。また、この契約に関する下記事項を守ることを誓約いたします。

記

- 1 物品売払契約書及び仕様書の記載事項を遵守すること。
- 2 上記に違反した場合は、即時貴市の指示に従い処理すること。